

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知して下さるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金等の名称	団体名	所属部局		
酒田市文化芸術推進 プロジェクト会議負担金	酒田市文化芸術推進 プロジェクト会議	教育委員会 社会教育文化課	5月10日～ 6月30日	5月27日

2 監査の範囲

令和3年度の補助金等に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

団体の内部統制体制について

酒田市文化芸術推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）の令和3年度事業計画及び収支予算に計上されていない、希望ホールインターネットチケット販売管理システム導入に係る経費をプロジェクト会議の企画運営部会に諮ることなく、事務局を担っている教育委員会社会教育文化課の判断で支出していた。

令和2年度のプロジェクト会議の予算執行についても、企画運営部会に諮ることなく、予定されていない企画や消耗品の購入、宣伝印刷費の支出などがあり、定期監査で文書指摘しているが、改善されていなかった。

教育委員会社会教育文化課がプロジェクト会議の事務局を担っていても、団体としての事務と、市としての事務を分けた上で内部統制が機能するよう体制を整えること。